

シルトピア油木ショートステイ事業所 重要事項説明書
(指定短期入所生活介護)

(令和7年4月1日版)

当施設は介護保険の指定を受けています。

第 3474600164 号

当事業所は契約者に対して福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目 次

- 1, 事業所経営法人
- 2, ご利用事業所
- 3, 居室の概要
- 4, 職員の配置状況
- 5, 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6, 緊急時の対応
- 7, 事故発生時の対応
- 8, 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
- 9, 苦情の受付について
- 10, 第三者評価の実施状況
- 11, 業務継続計画の策定
- 12, 感染症の予防及びまん延の為の措置
- 13, 虐待防止
- 14, その他

1. 事業所経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 東城有栖会 |
| (2) 法人所在地 | 広島県庄原市東城町川西947番地の2 |
| (3) 電話番号 | 08477-2-2215 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高原 淳 尚 |
| (5) 設立年月 | 昭和47年 5月 2日 |

2. ご利用事業所

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護 平成12年 3月30日 指定
広島県 第 3474600164 号 |
|------------|---|

(2) 事業所の目的 社会福祉法人東城有栖会が開設するシルトピア油木ショートステイ事業所（以下、「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態ある入所者（以下、「契約者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

(3) 事業所の名称 シルトピア油木ショートステイ事業所

(4) 事業所の所在地 広島県神石郡神石高原町油木甲5071番地1

(5) 電話番号 0847-82-2124

(6) 事業所の管理者氏名 正 峯 政 子

(7) 開設年月 平成3年5月1日

(8) 入居定員 10人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります。）なお、使用居室は等の設備は指定介護福祉施設と共用となります。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	11室	
4人部屋	5室	
合 計	16室	
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] ホットパック
浴 室	1室	
医務室	1室	

※上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：各居室には、洗面所・洋式トイレ・テレビ配線・フリーWi-Fi、一部の居室には電話回線が設置されています。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

喫茶レストラン 1室 併設で外部の方も利用できます。

地域交流スペース 1室 会合や式典等に貸し出します。
 ※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当事業所では契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の人員基準を満たしています。なお、指定介護老人福祉施設との兼務とします。

職 種	指定基準
①施設長	1名
②介護職員	12名以上
③相談員	1名
④看護職員	2名以上
⑤介護支援専門員（兼務）	1名以上
⑥医師（嘱託医）	1名以上
⑦機能訓練指導員	1名
⑧歯科衛生士	1名
⑨（管理）栄養士	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
①医 師	水曜日 13:30~15:30
②介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 E勤 : 7:30~16:30 3名 G勤 : 8:30~17:30 1名 K勤 : 10:30~19:30 3名 夜勤1 : 17:00~10:00 1名 夜勤2 : 17:30~10:30 1名
③看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 G勤 : 8:30~17:30 1名
④事務員	G勤 : 8:30~17:30 1名
⑤調理師（員）	A勤 : 6:00~15:00 1名 E勤 : 7:30~16:30 1名 F勤 : 8:00~17:00 1名 G勤 : 8:30~17:30 1名 I勤 : 9:30~18:30 1名

K勤 : 10:30~19:30 1名

☆契約者の状況によっては異なることがあります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

②機能訓練

- ・契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

③健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第4条参照）

別紙料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）ほかの合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度及び減額負担額に応じて異なります。）

①施設利用料

②機能訓練体制加算 ※常勤の機能訓練指導員を配置した場合

③若年性認知症利用者受入加算※個別担当者を配置しサービスを提供した場合

④認知症行動・心理症状緊急対応加算※医師の判断で緊急に受け入れた場合

⑤認知症専門ケア加算 ※専門的な研修を受けた者を配置した場合

⑥若年性認知症利用者受入加算※個別担当者を配置しサービスを提供した場合

⑦送迎加算（入退所時）※送迎した場合

⑧療養食加算 ※主治医の食事箋に基づき療養食を提供した場合

⑨緊急短期入所受入加算 ※予め予定されている日程外で利用された場合

⑩在宅重中度者受入加算※契約者が利用する訪問看護と連携し受け入れた場合

⑪長期利用者減算 ※30日を超えて利用を継続した場合

⑫サービス提供体制強化加算 ※介護職員における介護福祉士が80%以上、または勤続10年以上の者が35%以上

⑬介護職員等処遇改善加算Ⅱ ※月合計単位に加算（令和6年6月から開始）

・契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を 交付します。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、別紙料金表により全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 滞在費 （多床室1100円）

② 食費 （朝食320円 昼食700円 夕食580円）

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食 7:30～ 8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

③特別な食事（酒類を含みます。）

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

④理髪・美容

毎月2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）及び美容師による美容サービス（カット、パーマ）等をご利用いただけます。

⑤電化製品使用料金

契約者の希望によりテレビ等の電化製品を利用期間中持ち込むことができます。

電化製品の種類：テレビ、電気毛布、携帯電話等

その他の物については相談に応じます。

利用料金（電気代） 1日 30円

テレビレンタル 1日 100円

⑥レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

各種ドライブ（実費をいただきます。）

ii) クラブ活動

書道、手工芸、各種細工（材料代等の実費をいただきます。）

⑦複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円 ※印刷は1枚につき5円

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨送迎に関すること

契約者が希望される場合、入居や退居時以外でも施設の公用車にて送迎いたします。その場合、片道4kmまでは100円、それ以上は1km30円を目安に実費負担いただきます。なお、病院への受診など、必要性の高いことについてはその範囲に含まれません。

- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑩通院に関すること

利用期間中の、定期及び発熱等の体調不良に伴う、かかりつけ医療機関又は専門医療機関への受診については、原則、契約者又は契約者の家族等で対応いただきます。ただし、契約者又は契約者の家族等で対応が困難な場合等、実費負担をいただき対応することができます。

利用料金 30分 1,500円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日から月末までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

広島銀行 東城支店 普通預金 3054238

口座名義 社会福祉法人東城有栖会

特別養護老人ホーム シルトピア油木

施設長 正峯政子

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし(翌月30日、休みの場合翌日)

ご利用できる金融機関：広島銀行、ゆうちょ銀行、福山市農協、庄原市農協

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者は在宅での主治医の指示において診療を受けることができます。なお、希望されれば下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称 神石高原町立病院

所在地 広島県神石郡神石高原町小畠1709-3
診療科 内科・外科

6. 緊急時の対応

事業所は、契約者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

7. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び契約者の家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- (2) 事業所は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業所及び業者の責任に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

8. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退所していただくこととなります。

（契約書第16条参照）

- ①要介護認定により契約者が自立又は要支援と認定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

- (1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）
契約の有効期間であっても、契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑥他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

(契約解除)(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの退所していただくことがあります。なお、通知については解除日より30日以上前に解除理由を示した文章を通知します。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 円滑な退所のための援助

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ①苦情受付窓口(担当者) [職名] 施設課長 大瀬 民子
- ②受付時間 年中無休毎日 8:30~17:30
Tel0847(82)2124 Fax0847(82)2259
Eメール siltopia@crocus.ocn.ne.jp

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ①神石高原町保健福祉センター 所在地 〒720-1522
広島県神石郡神石高原町小畠1701 福祉課介護保険係
Tel0847(89)3535 Fax0847(85)3541
受付時間 8:30~17:30

②広島県国民健康保険団体連合会 所在地 〒730-8503

広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館

Tel (082) 554-0783

受付時間 8:30~17:15

③広島県福祉サービス運営適正化委員会 所在地 〒732-0816

広島市南区比治山本町 1 2-2 県社会福祉会館内

Tel082 (254) 3419 Fax082(252)6161

受付時間 8:30~17:30

④第三者委員 川上忠志 所在地 〒720-1812

広島県神石郡神石高原町油木甲 2 4 0 0-2

Tel0847(82)0272

前原孝史 所在地 〒720-1901

広島県神石郡神石高原町小野 3 0 4

Tel0847(83)0434

(3) 苦情解決の流れ

苦情を受け付けた場合、内容について記録し、その解決概要についても記録することとしますが、その流れは契約書にあるとおりで、以下ようになります。

①契約者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所市町または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

②事業者は、契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて契約者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、契約者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

③事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。

④事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。

※契約者や従業員からの事情聴取等により、事実関係を把握します。

※苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。

※契約者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

⑤事業者は、苦情の解決に際しては、必要に応じて市町または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

10. 第三者評価の実施状況

当施設では以下のとおり、第三者による評価を実施しています。

①実施日 平成 23 年 5 月 17 日 (以降実施なし)

③ 評価機関 広島県社会福祉協議会

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の為の措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、又はまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6ヵ月に1回以上開催します。その結果を、事業所職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

13. 虐待防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

14. その他

- (1) 事業者は、弁護士法人 ALG&Associates と顧問契約を締結しています。
- (2) 事業者は、提供するサービスに関して、利用者に対する背信行為等不適切な業務が認められた場合には、弁護士法人 ALG&Associates の監督のもと適切な措置を講じるよう努めます

令和 年 月 日

説明場所 自宅・施設・その他()

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

シルトピア油木ショートステイ事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

住所 _____

続柄（契約者との関係） _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延床面積 3,837.70㎡

(3) 併設事業

当事業所では、次の事業を併設して実施しています。

介護保険法関係

[介護老人福祉施設]	平成12年 3月30日指定 介護保険事業所番号3474600172号 定員32名
[介護老人福祉施設]	令和 5年 8月 1日指定 介護保険事業所番号3474600248号 定員33名
[居宅介護支援]	平成11年 8月31日指定 介護保険事業所番号3474600032号
[通所介護]	平成12年 3月22日指定 介護保険事業所番号3474600149号 定員30名
[総合事業通所介護]	平成18年 4月 1日指定 ※同番号
[短期入所生活介護]	令和 5年 8月 1日指定 (従来型 空床) 介護保険事業所番号3474600172号 定員32名 令和 5年 8月 1日指定 (四季の家 空床) 介護保険事業所番号3474600248号 定員33名
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年 4月 1日指定 ※同番号 令和 5年 8月 1日指定 (四季の家) ※同番号
[訪問介護]	平成12年 3月22日指定 介護保険事業所番号3474600156号
[総合事業訪問介護]	平成18年 4月 1日指定 ※同番号

障害者総合支援法関係

[居宅介護]	平成18年10月 1日指定 事業所番号3414600043号
[重度訪問介護]	平成18年10月 1日指定 ※同番号
[短期入所]	平成18年10月 1日指定 定員10名
[移動支援]	平成18年10月 1日指定 事業所番号3463800049号
[日中一時支援]	平成18年10月 1日指定 事業所番号3463800601号
[障害者就労支援事業B型]	令和3年4月1日指定 事業所番号3414600076号

2. 隣接施設の概要

- (1) 建物の構造 木造平屋建
- (2) 建物の延床面積 243.46㎡
- (3) 実施事業

介護保険法関係

[認知症対応型通所介護] 平成21年 4月 1日指定
広島県3494600020号 定員12名

[介護予防認知症対応型通所介護] 平成21年 4月 1日指定 ※同番号

障害者自立支援法関係

[共同生活介護] 平成21年 4月 1日指定
広島県3424650012号 定員 6名

(4) 施設の周辺環境

事業所は、国道182号線添いに位置し、周辺には図書館や住宅、中学校等の施設が集まっており、自然環境に恵まれている。

(5) 交通機関

福山方面よりお越しの方

車で約60分

バス利用の場合、福山駅より油木及び東城行き東廻り約80分油木下車、東城行きに乗り換え約10分、古市別れ下車、徒歩15分。

※油木よりタクシー5分。

東城方面よりお越しの方

車で約15分

バス利用の場合、東城駅前より油木及び福山行き約30分古市別れ下車、徒歩15分

3. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…利用者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員(計画担当介護支援専門員)…利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

栄養士…利用者個々の健康状態を考慮しながら毎日の食事の献立を立てます。

調理師…栄養士の立てた献立に従って、調理します。

事務員…利用者の日々のお金の管理から、各種事務手続き一般をおこないます。

歯科衛生士…口腔機能改善管理指導計画に基づき口腔機能向上サービスを実施します。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「短期入所生活介護計画」(ケアプラン)」に定めます。「短期入所生活介護計画(ケアプラン)の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第3条参照)

5. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条, 第10条, 第11条参照)

当施設は, 契約者に対してサービスを提供するにあたって, 次のことを守ります。

- ①契約者の生命, 身体, 財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調, 健康状態からみて必要な場合には, 医師又は看護職員と連携のうえ, 契約者から聴取, 確認します。
- ③契約者に介護事故等が発生した場合, 速やかに医師又は看護職員と連携のうえ契約者本人や家族と協議しながら最善の方法を尽くします。
- ④契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに, 要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤契約者に提供したサービスについて記録を作成し, 2年間保管するとともに, 契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ, 複写物を交付します。
- ⑥契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし, 契約者又は他の利用者等の生命, 身体を保護するために緊急やむを得ない場合には, 記録を記載するなど, 適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は, サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はご家族, 契約者等に関する事項を正当な理由なく, 第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし, 契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には, 医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また, 契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に, 契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

6. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって, 事業所に入所されている契約書の共同生活の場としての快適性, 安全性を確保するため, 下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり, 以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。居室に収まらない物, 火災につながる危険物, ペット類, 施設側が不適切と認める物。

(2) 面会

面会時間 午前 10:30~1 組、午後 14:30~1 組 (宿泊はできません。)

※事前予約が必要です。

※来訪者は, 必ずその都度面会簿に氏名等, 記載願います。

※なお, 来訪される場合, 契約者が食べきれない量の飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 食事

食事が不要な場合は, 前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には, 重要事項説明書 5(2)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を破損したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

事業者は、契約書の第 13 条・14 条本文の場合に備えて、賠償保険に加入しています。

(別紙)

シルトピア油木ショートステイ事業所(短期入所生活介護)利用料金表
(令和6年4月1日版)

介護保険対象サービス

■施設利用料(1日あたりの自己負担額)

(多床室 及び 従来型個室)

要介護度1	603 単位
要介護度2	672 単位
要介護度3	745 単位
要介護度4	815 単位
要介護度5	884 単位

■機能訓練体制加算		12 単位
■若年性認知症利用者受入加算		120 単位
■送迎加算(入退所時)		184 単位/回
■療養食加算	※1日3回を限度	6 単位/回
■長期利用者減算		-30 単位/日
■サービス提供体制強化加算		22 単位
■介護職員等処遇改善加算Ⅱ		※1ヶ月の合計単位数に13.6%加算

介護保険対象外サービス

■滞在費		
多床室		1100 円
■食費(1日あたりの自己負担額)		1600 円
■特別な食事(酒類を含みます。)		実費
■理髪・美容		実費
■電化製品使用料金		30 円/日
■テレビレンタル料金		100 円/日
■通院時付添費		1500 円/30分